

## りそな企業年金研究所

# りそな年金 F A X 情報



### 《厚生年金基金関係》

平成 23 年 6 月 6 日

#### 東日本大震災に関連する通知への 意見・確認事項に対する厚生労働省の回答について

今回の東日本大震災により被害を受けられた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

平成 23 年 5 月 11 日付けで発出されました通知「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う厚生年金基金の標準給与の月額の改定及び掛金等の免除の特例の事務処理等について」(厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長年企発 0511 第 1 号) につきましては 5 月 13 日付の FAX 情報にてご案内済みですが、今般、通知への確認事項に対し、厚労省企国課より以下の通り回答がなされておりますので、ご案内いたします。

なお、5 月 11 日付通知は厚生労働省のホームページに全文が掲載されています。

(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>)

ホーム → 「東北地方太平洋沖地震関連情報 厚生労働省からのお知らせ」 → 「厚生労働省から発出した通知はこちら（計画停電は除く）」 → 「日付別」 → 「5 月 11 日分」

No.	該当個所	内 容	回答 (年月日)
1	第 1-2	標準給与の月額の改定の手続きは、「国と同様に月額変更届の様式を使用」し、「様式 1 (東日本大震災に関する被害状況申出書) の提出は不要」という理解でよいか。	よい
2	第 1-2 第 2-2	正副 3 通の提出が必要であるとのことだが、それぞれの使用用途は以下の理解でよいか。 正 (1 通) ・・・ 基金用 副 (2 通) ・・・ 1 通は設立事業所への通知用、 1 通は設立事業所から加入員への通知用	よい
3	第 1-3 第 2-3	基金において「掛け金又は徴収金の免除の特例」を適用した場合は、事業主が加入員に通知することとなっているが、厚生年金保険について同様の特例を適用した場合も、事業主が被保険者へ通知する必要があるとの理解でよいか。 (厚生年金基金での免除のみが通知され、厚生年金保険での免除が通知されない場合、被保険者の混乱を招くものと考える。)	よい (厚生年金保険でも、財特法省令 36 条第 2 項により被保険者に通知することとされている。)
4	第 2-1 -(1)	「免除された期間 (以下「保険料免除期間」という。) に納付すべき掛け金」とは、例として保険料免除期間が平成 23 年 6 月～平成 24 年 2 月納付分の場合、以下の理解でよいか。 <平成 23 年 6 月に平成 23 年 4 月の資格取得届を提出し、6 月に本来であれば 3 ヶ月分の掛け金を納付すべき場合> ・ 平成 23 年 4 月、平成 23 年 5 月分掛け金 ⇒ 保険料免除期間ではないため、免除対象外となる。	厚生年金保険で承認される免除期間に取扱いをあわせること。(厚生年金保険料が平成 23 年 3 月から免除を承認したのであれ

		・平成23年6月分掛金 ⇒保険料免除期間のため、免除対象となる。	ば、基金でも同様に取り扱うこととなる)
5	第2-1	掛金又は徴収金の免除は、当該掛金又は徴収金について延長又は猶予の取扱いを行っていない場合についても、適用して差し支えないか。	差し支えない
6	第2-1	厚生年金保険の保険料の額を免除された事業所から申出があっても、基金は免除しない取扱いは可能か。	そのような取扱いは立法の趣旨を鑑みると困難
7	第3-1	当該規約変更は「厚生年金基金に係る法令改正に伴う一律の規約変更」に該当すると記載があるが、 ① この規約変更は、標準給与の改定又は掛金若しくは徴収金の免除を行う基金のみが行えばよい、という理解でよいか。 ② この規約変更において、手続きは以下の理解でよいか。 ・宛先は、厚生労働大臣ではなく地方厚生（支）局長 ・年金数理に関する確認書類の添付は不要 新旧対照条文は不要	①よい ②よい
8	第2-1 第3-1	① 免除保険料相当分を超える部分の掛金（基本部分標準掛金のうち免除保険料を超える部分、加算部分標準掛金、特別掛金、特例掛金、事務費掛金）又は徴収金についても、基金の判断で任意に免除することは可能か。 ② ①が可の場合、当該規約変更において、手続きは以下の理解でよいか。 ・代議員会の議決が必要（理事長専決は不可） ・届出ではなく認可申請 ・平成23年3月1日から遡及して適用可能 ・年金数理に関する確認書類の添付は不要 ・新旧対照条文は不要	①可能。 ②「年金数理に関する確認書類」については、当該規約変更が掛金に影響があるか否かを確認する書類は必要。「新旧対照条文」については、当該規約変更の内容について、附則に新たに規定するのみであれば、不要。他については、左記のとおり。
9	第3-3	「次期報告書の提出の際に、併せて再報告すること。」とあるが、例えば、平成24年4月に平成23年7月の標準報酬月額（賞与）総額の遡及訂正を行った場合、当該報告書の再報告については適宜、という理解でよいか。	よい
10	様式	① 免除する事業所に育児休業者が存在する場合、育児休業者は掛金免除の対象外であり、様式上記載しないという理解でよいか。 ② 免除する事業所に養育特例適用者が存在する場合、養育特例適用者の標準報酬月額は掛金計算の基礎となる標準報酬月額を記載するという理解でよいか。 ③ 免除する事業所に高齢任意加入員が存在する場合、高齢任意加入員も今回の免除の対象であり、例えば、本人全額負担の場合は、徴収金を免除した事業所欄のみ記載するという理解でよいか。	①よい ②よい ③よい

以上